西別府病院においての身体的拘束最小化の取り組み

西別府病院は、「互いに尊重しあい、あたたかく患者さんに寄り添って最適な医療に努めます」という理念に基づいて、日々の診療や日常生活ケアの提供に努めています。

当院の特徴として、人工呼吸器が必要な方、胃や腸へのチューブから栄養の投与が必要な方、予期せぬ動きがみられる方が入院されています。このような状況においても、患者さんの尊厳と人権を大切にし、生命の危機が及ぶ緊急時を除いて、できる限り身体的拘束に頼らないケアを検討していきます。

【身体的拘束とは】

身体的拘束とは、身体拘束の中でも、抑制帯やミトン、ベルトなどの用具を用いて、患者さんや利用者さんの身体に直接触れ、運動を抑制する行為をします。

また、以下に関しては除外とされます。

・衣服に触れるが、自発的運動を制限しない見守りセンサーやナースコール代わりのセンサー

・処置や検査、移動時に同意を得て使用する固定ベルトで、職員が付き添い終了時に解除する場合

・車いす訓練中のみ安全確保のために使用する固定ベルト

【当院の対応として】

身体的拘束は実施しないことが原則ではありますが、当該入院患者さんまたはほかの利用者の生命または身体を保護するためなど、緊急やむをえない理由により、身体的拘束等を行う場合があります。その際は、①やむを得ない状態なのか「切迫性」「非代替性」「一時性」の３要件を満たしているのか。②適切な方法なのか、他の方法はないのかを多職種で協議する。③患者さんやご家族とも検討し、説明を十分に行う。ことを実施させていただきます。

一方で身体的拘束を実施しないことで、歩行時や移動時の転倒・転落を生じる可能性があります。また、治療に必要なチューブ類が抜けてしまうことで、治療の継続が難しくなることや、体の状態が変化する恐れがあります。当院では可能な限り事故防止策を実施しておりますが、このようなリスクがあることもご理解いただけますようお願い申し上げます。

令和８年６月24日
国立病院機構西別府病院
院　　長　　末延　聡一
看護部長　　高尾　珠江